

改正個人情報保護法の対応できていますか？

2022年4月1日より『改正個人情報保護法』が施行されます

個人情報保護法に「漏えい等の報告」に関する条文が新設され、これまでよりも情報漏えい時の対応が厳格化されます。具体的には以下の義務が明文化されます。

1. 法改正により義務化されること

個人情報保護委員会への報告の義務化 

漏えい対象となった被害者本人への通知義務化 

改正前

個人情報を漏えいした、またはそのおそれのある場合、事業者による個人情報保護委員会への報告は任意、本人への通知についても実施が望ましいとされているだけであり、いずれも義務ではありませんでした。



改正後

事業者は個人情報の漏えいまたはそのおそれのある場合、個人の権利利益を害するおそれがある場合、「個人情報保護委員会への報告」および「本人への通知」が義務となります。



© JAPAN-DA

上記対応を怠った場合、ペナルティはあるのでしょうか？



個人情報保護委員会の命令に違反した場合、**最高1億円の罰金**が科される可能性があります。情報漏えいが発生時は、必ず個人情報保護委員会への報告と被害者本人への通知を行いましょ。

2. 事故時に必要な対応について

① 個人情報保護委員会への報告

- サイバー事故発生有無の確認のための専門事業者委託
- 原因調査、被害範囲特定のための調査
- 報告対象有無の確認や報告書作成のための弁護士相談

② 情報漏えいの被害者本人への通知

- 被害者からの問い合わせ対応（コールセンター設置）
- 漏えい被害者の特定
- 通知文作成のための弁護士相談

▶ 専門業者の迅速なサポート 

▶ 多額の費用発生の可能性 



損保ジャパンのサイバー保険では、事故時に発生する費用や専門業者によるサポート体制を提供します！

詳細は裏面をご参照ください

サイバー保険の概要

サイバー攻撃や情報漏えい、自社ネットワークの管理誤りなど貴社システムに関連して発生するセキュリティ事故に起因した第三者への賠償責任や事故対応に要する貴社の諸費用を包括的に補償する保険です。

補償の構成

基本補償

A 第三者への賠償責任

サイバー攻撃、情報漏えい、システム管理等に起因して他人に経済的損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償

損害賠償金

争訟費用 etc



B 事故対応に要する貴社の費用

サイバー攻撃、情報漏えい等の発生に起因して生じる『事故調査』から『解決/再発防止』までの諸費用の補償

原因調査費用

再発防止費用

データ復旧費用 etc



オプション

C 喪失利益・営業継続費用

システムの中断・停止に起因して発生した喪失利益や営業継続のための費用の補償

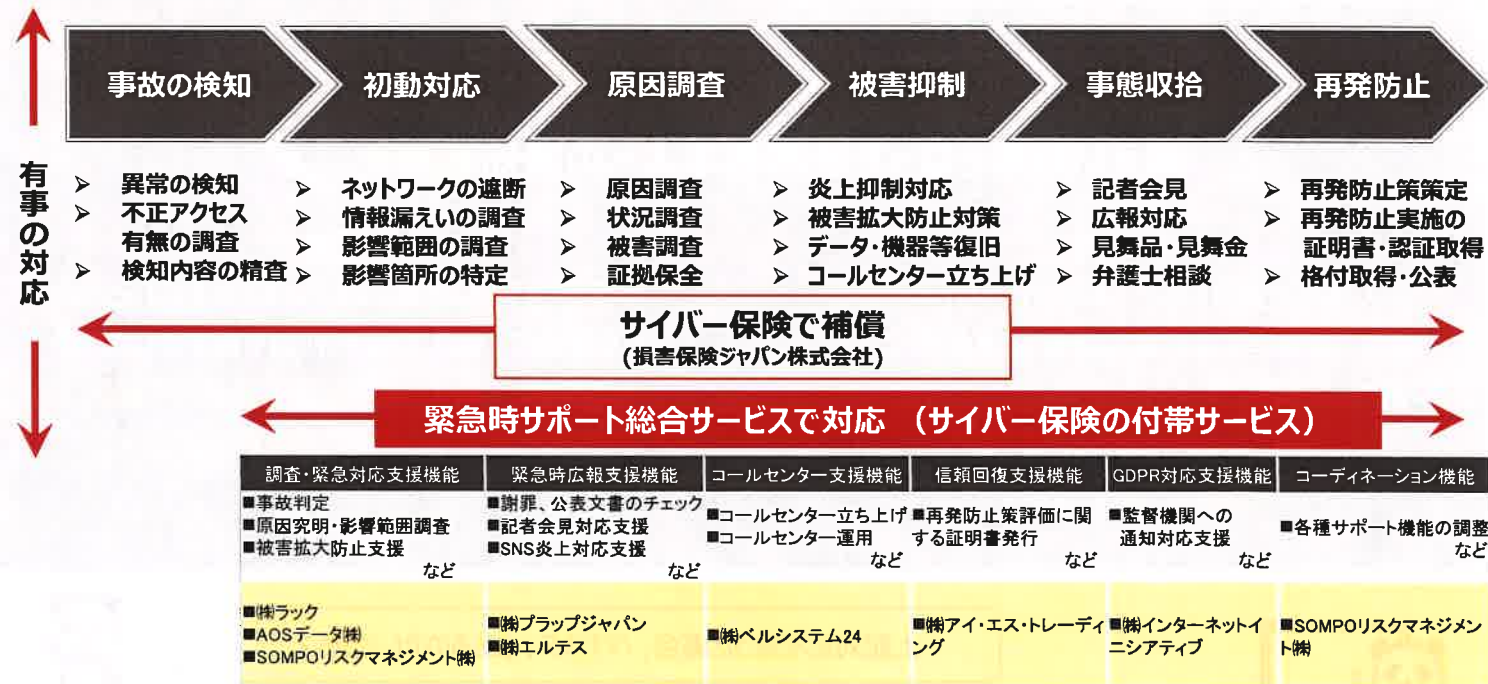
喪失利益

収益減少防止費用

営業継続費用



SOMPOグループの総合サポート



参考

個人情報保護委員会
中小企業サポートページ



SOMPOグループの
「保険」と「サービス」で
トータルサポートをご提供致します



●このちらしは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

 損害保険ジャパン株式会社

南東京支店 日本橋第一支社 〒104-0045
東京都中央区築地3-4-2 損保ジャパン築地ビル2階
TEL: 03-5565-2071
<受付時間> 平日 午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

【取扱代理店】

有限会社 ユニ・ライフ・ジャパン
〒108-0023
東京都港区芝浦3-14-15 タチバナビル4F
<受付時間> 平日: 午前9時15分から午後5時45分
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

(SJ21-14911 2022/2/8)